

下関市教育委員会 7月定例会 資料

令和7年7月28日(月) 9:30~

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

- 第31号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況
に関する点検評価報告書についての委嘱について別冊①
- 第32号 下関市立学校の設置等に関する条例の
一部を改正する条例別冊②
- 第33号 下関市立青年の家の管理等に関する条例施行規則の
一部を改正する規則 P 2
- 第34号 下関市立考古博物館協議会委員の委嘱について P 4
- 第35号 下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の委嘱について P 7
- 第36号 豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員の
委嘱について P 10
- 第37号 豊浦四町公民館運営審議会委員の委嘱について P 13

[臨時代理等報告]

○令和7年8月1日付け人事異動について別冊③

[報告事項]

- 下関市立考古博物館の臨時開館について P 16
- 重要文化財旧下関英国領事館の開館時間の変更について P 18

○工事請負契約の締結について

(下関市立豊田図書館空調設備改修工事)別冊②

○下関市立豊田図書館及び西市公民館の臨時休館についてP 1 9

○下関市立豊北図書館の臨時休館についてP 2 1

教育委員会定例会 日程表

令和7年7月28日（月） 9時30分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程 1

【議案】

- | | | |
|------|---|--------|
| 第31号 | 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書について | 教育政策課 |
| 第32号 | 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 学校教育課 |
| 第33号 | 下関市立青年の家の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 生涯学習課 |
| 第34号 | 下関市立考古博物館協議会委員の委嘱について | 文化財保護課 |
| 第35号 | 下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の委嘱について | 菊川教育支所 |
| 第36号 | 豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員の委嘱について | 豊田教育支所 |
| 第37号 | 豊浦四町公民館運営審議会委員の委嘱について | 豊北教育支所 |

日程 2

【臨時代理等報告】

令和7年8月1日付け人事異動について 学校教育課

日程 3

【報告事項】

- | | |
|----------------------------------|--------|
| 下関市立考古博物館の臨時開館について | 文化財保護課 |
| 重要文化財旧下関英国領事館の開館時間の変更について | 文化財保護課 |
| 工事請負契約の締結について（下関市立豊田図書館空調設備改修工事） | 中央図書館 |
| 下関市立豊田図書館及び西市公民館の臨時休館について | 中央図書館 |
| 下関市立豊北図書館の臨時休館について | 中央図書館 |

日程 4

【その他】

■次回開催予定 令和7年8月27日（水）

R7. 8月							R7. 9月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
					1	2			1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					
31														

閉会

下関市立青年の家の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
上記議案を提出する。

令和7年7月28日

下関市教育委員会

教育長 磯部芳規

下関市立青年の家の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

下関市立青年の家の管理等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（指定管理者による管理）</u> <u>第9条 条例第9条の規定により、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合には、第3条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）とあり、第4条及び第6条中「委員会」とあり、並びに様式第1号及び様式第2号中「下関市教育委員会 教育長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項及び第7条第2項中「委員会」とあるのは「あらかじめ委員会の承認を得て指定管理者」として、これらの規定を適用する。</u></p>
第9条 略	第10条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

下関市立青年の家について指定管理者に係る規定を定めるため、所要の条文整理を行うもの。

下関市立考古博物館協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和7年7月28日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市立考古博物館協議会委員の委嘱について

下関市立考古博物館の設置等に関する条例（平成17年条例第122号）第11条の規定に基づき、下関市立考古博物館協議会委員を次のとおり委嘱する。

記

- 1 委員 別紙名簿のとおり
- 2 任期 令和7年8月1日から令和9年7月31日まで

提案理由

任期満了となる下関市立考古博物館協議会委員を新たに委嘱するもの。

下関市立考古博物館協議会委員名簿

(任期：令和7年8月1日から令和9年7月31日まで)

区分	氏名	公職等	備考
学識経験者	渡辺 一雄	元梅光学院大学副学長 下関市文化財保護審議会委員	再任
学識経験者	山内 紀嗣	生駒ふるさとミュージアム館長	再任
学識経験者	田中 普作	山口大学客員教授	再任
学識経験者	藤丸 詔八郎	北九州市立自然史歴史博物館名誉館員	再任
社会教育関係者	近藤 洋平	社会福祉法人開成会監事 前下関市文化協会副会長	再任
社会教育関係者	河渡 茅子	田中絹代メモリアル協会事務局長 田中絹代記念館サポーター	再任
家庭教育の向上に資する活動を行う者	米原 豊美	社会福祉法人きずな理事 金子みすゞ研究者	再任
学校教育関係者	関野 貴司	下関市立岡枝小学校校長 下関市教育研究会小学校社会科部長	再任
学校教育関係者	岩永 崇史	下関市立安岡中学校校長 下関市教育研究会中学校美術科部長	再任
学校教育関係者	山本 千名美	山口県立下関南総合支援学校校長	再任

参考条文（抜粋）

○下関市立考古博物館の設置等に関する条例

（平成17年2月13日 条例第122号）

（考古博物館協議会）

第11条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定により、考古博物館に下関市立考古博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和7年7月28日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の委嘱について

下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例（平成17年条例第113号）第19条の規定に基づき、下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員を次のとおり委嘱する。

記

- 1 委 員 10名 別紙名簿のとおり
- 2 任 期 令和7年8月1日から令和9年7月31日まで

提案理由

委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するもの

下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員名簿

〔任期:令和7年8月1日～令和9年7月31日〕

No.	氏 名	性別	役 職 名	備考
1	白井 晶子	女	下関市立菊川中学校 校長	再任
2	岩本 篤志	男	下関市社会教育委員	新任
3	古村 栄子	女	下関市社会教育委員	再任
4	山下真奈美	女	下関市社会教育委員	新任
5	林 直人	男	菊川町PTA連合会 会長	新任
6	吉村 和	男	下関市菊川自治会連合会 会長	新任
7	稗田 里美	女	菊川町ボランティア連絡協議会 会長	新任
8	松井 茂喜	男	菊川地区民生児童委員協議会 会長	再任
9	荒谷まり子	女	菊川文化協会 会長	新任
10	宮崎 満恵	女	下関市菊川ふれあい会館 定期使用団体代表	再任

参考条文（抜粋）

○下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例

（平成17年2月13日 条例第113号）

（下関市菊川ふれあい会館運営審議会）

第19条 会館の適正かつ効率的な管理運営を図るため、下関市菊川ふれあい会館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員14人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に掲げるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和7年7月28日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員の委嘱について

下関市立自然史博物館の設置等に関する条例（平成17年条例第123号）第16条の規定に基づき、豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員を下記のとおり委嘱する。

記

- 1 運営協議会委員候補者名簿
別紙のとおり
- 2 任期
令和7年8月1日から令和9年7月31日まで

提案理由

任期満了に伴い、豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員を新たに委嘱するもの。

豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員 候補者名簿

(任期:令和7年8月1日から令和9年7月31日まで)

区分	No.	氏名	現職・公職等	備考
学校教育関係者	1	中村 智子	下関市立西市小学校校長	新任
	2	上利 初代	下関市立豊田中学校校長	再任
社会教育関係者	3	水野 捷子	下関市社会教育委員	再任
	4	重村 正憲	下関市立豊田下公民館館長	新任
	5	富永 順子	豊田下放課後子ども教室コーディネーター	再任
学識経験者等	6	田中 浩	元山口県立山口博物館学芸員 (専門:昆虫・動物)	再任
	7	松田 真紀子	自然観察指導員 (日本自然保護協会)	再任
	8	伊藤 修二	豊田地区まちづくり協議会顧問	再任
	9	日野原 伸也	豊田ホテル研究会会長	再任
	10	坂本 富子	ホテルの里とよた友の会	再任

参考条文 (抜粋)

○下関市立自然史博物館の設置等に関する条例

(平成 17 年 2 月 13 日条例第 123 号)

(運営協議会の設置)

第 16 条 ミュージアムに豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

- 2 運営協議会の委員の定数は、10 人以内とする。
- 3 運営協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○下関市立自然史博物館の設置等に関する条例施行規則

(平成 17 年 2 月 13 日規則第 38 号)

(運営協議会)

第 17 条 条例第 16 条の規定による豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学職経験を有する者等のうちから委員会が任命する。

- 2 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、運営協議会の会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営協議会の会議)

第 18 条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(運営協議会の庶務)

第 19 条 運営協議会の庶務は、豊田教育支所において処理する。

豊浦四町公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和7年7月28日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

豊浦四町公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条及び下関市立公民館の設置等に関する条例（平成17年条例第109号）第4条の規定に基づき、豊浦四町公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱する。

記

1. 委嘱する者 別紙1のとおり
- 2 任 期 令和7年8月1日から令和9年7月31日まで

提案理由

任期満了により、新たに委員を委嘱するため

豊浦四町公民館運営審議会名簿

任期: 令和7年8月1日から令和9年7月31日

	氏名	読み仮名	性別	地区	職業・役職	区分	新・再
1	林 み ゆ き	はやし みゆき	女	菊川町	菊川文化協会役員	団体	再
2	古 村 栄 子	ふるむら えいこ	女	菊川町	社会教育委員	社会教育	新
3	塚 本 美 穂	つかもと みほ	女	豊田町	豊田下小学校長	学校教育	新
4	水 野 捷 子	みずの かつこ	女	豊田町	社会教育委員	社会教育	再
5	川 本 弘 子	かわもと ひろこ	女	豊田町	佳和会代表者	団体	再
6	植 村 政 博	うえむら まさひろ	男	豊浦町	川棚地区公民館運営委員会委員長	社会教育	新
7	藤 村 整 市	ふじむら せいいち	男	豊浦町	小串公民館運営委員長	社会教育	再
8	小 林 傳	こばやし つたえ	男	豊浦町	室津公民館運営協議会長	社会教育	再
9	古 吉 一 雄	ふるよし かずお	男	豊浦町	黒井公民館運営委員長	社会教育	再
10	山 本 勝 正	やまもと かつまさ	男	豊浦町	宇賀・豊浦ふれあいセンター運営委員長	社会教育	新
11	釣 井 恭 平	つるい きょうへい	男	豊北町	下関市人権擁護委員	団体	再
12	佐 々 木 猛	ささき たけし	男	豊北町	豊北文化協会会長	団体	再
13	眞 鍋 栄 子	まなべ えいこ	女	豊北町	子育てサークルぶらんこ会長	家庭教育	再
14	田 村 淳	たむら あつし	男	豊北町	市社会福祉協議会苦情解決第三者委員	団体	再

参考条文（抜粋）

○社会教育法

（昭和二十四年六月十日 法律第二百七号）

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○下関市立公民館の設置等に関する条例

（平成17年2月13日 条例第109号）

（公民館運営審議会）

第4条 法第29条第1項の規定により、下関市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に掲げるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

下関市立考古博物館の臨時開館について

下関市立考古博物館の設置等に関する条例（平成17年2月13日条例第122号）第2条の規定に基づき、下記のとおり定めたので報告いたします。

記

1 臨時開館日

(1)令和7年8月11日(月)

2 臨時開館理由

(1)夏休み期間中の「山の日」の振替休日であるため、多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため。

参考条文

下関市立考古博物館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第2条 下関市立考古博物館（以下「考古博物館」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に関館し、又は休館日に開館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月28日から翌年の1月4日まで

重要文化財旧下関英国領事館の開館時間の変更について

重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例第 6 条の規定に基づき、下記のとおり開館時間を変更したので、報告いたします。

記

1 開館時間の延長をする日時

令和 7 年 7 月 3 0 日及び 8 月 1 3 日
各日とも午後 5 時から午後 8 時まで

2 開館時間を延長する施設

重要文化財旧下関英国領事館 本館 1 階

3 理由

亀山八幡宮夏越祭及び関門海峡花火大会の開催日に開館時間を延長することにより、来館者の増加が見込まれることから、設置目的の一つである施設の公開による学術的価値の普及ができるため。

下 関 市 立 豊 田 図 書 館 及 び 下 関 市 立 西 市 公 民 館 の 臨 時 休 館 に つ い て

下 関 市 立 図 書 館 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 第 3 条 第 2 項 及 び 下 関 市 立 公 民 館 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 第 5 条 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 の と お り 下 関 市 立 豊 田 図 書 館 及 び 下 関 市 立 西 市 公 民 館 を 臨 時 休 館 す る こ と と し ま し た の で 、 報 告 い た し ま す 。

記

1 対 象 施 設

- (1) 下 関 市 立 豊 田 図 書 館
- (2) 下 関 市 立 西 市 公 民 館

2 臨 時 休 館 期 間

令 和 7 年 9 月 2 日 (火) か ら 令 和 7 年 1 1 月 3 0 日 (日) ま で

3 臨 時 休 館 と す る 理 由

臨 時 休 館 期 間 中 に 豊 田 図 書 館 空 調 設 備 改 修 工 事 を 実 施 す る こ と か ら 、 利 用 者 の 安 全 を 確 保 す る た め 。

4 休 館 中 の 図 書 館 利 用 に つ い て

隣 接 す る 豊 田 生 涯 学 習 セ ン タ ー 1 階 (旧 豊 田 教 育 支 所 執 務 室) で 通 常 の 開 館 日 に お い て 午 前 1 0 時 か ら 午 後 5 時 の 間 、 予 約 資 料 の 貸 出 ・ 返 却 窓 口 及 び 新 聞 ・ 雑 誌 閲 覧 コ ー ナ ー を 設 け 、 簡 易 的 な 図 書 館 サ ー ビ ス を 実 施 す る 。

5 広 報 手 段

- (1) 市 及 び 図 書 館 ホ ー ム ペ ー ジ へ の 掲 載
- (2) 市 報 へ の 掲 載
- (3) 各 図 書 館 へ の ポ ス タ ー 掲 示
- (4) 図 書 館 公 式 S N S へ の 掲 載
- (5) 山 口 県 内 各 図 書 館 へ の 情 報 提 供

以 上

(参考条文)

○下関市立図書館の設置等に関する条例

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(3) 1月から11月までの各月の最終金曜日(その日が休日の場合は、その日の前日)及び12月28日

2 前項の規定にかかわらず、下関市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

○下関市立公民館の設置等に関する条例

(休館日)

第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

下 関 市 立 豊 北 図 書 館 の 臨 時 休 館 に つ い て

下 関 市 立 図 書 館 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 第 3 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、
下 記 の と お り 下 関 市 立 豊 北 図 書 館 を 臨 時 休 館 す る こ と と し ま し た の で、
報 告 い た し ま す。

記

1 対 象 施 設

下 関 市 立 豊 北 図 書 館

2 臨 時 休 館 期 間

令 和 7 年 9 月 2 日 (火) から 令 和 7 年 9 月 1 2 日 (金) ま で

3 臨 時 休 館 と す る 理 由

臨 時 休 館 期 間 中 に 下 関 市 立 豊 北 中 学 校 図 書 ス ペ ー ス 照 明 設 備 改 修 工
事 の 実 施 が 予 定 さ れ て お り、書 架 ・ 閱 覧 席 エ リ ア に 作 業 足 場 を 設 置 す
る こ と か ら、利 用 者 の 安 全 を 確 保 す る た め。

4 休 館 中 の 図 書 館 利 用 に つ い て

カ ウ ン タ ー ス ペ ー ス は 使 用 可 能 で あ る た め、通 常 の 開 館 時 間 内 に お
い て 予 約 資 料 の 貸 出 ・ 返 却、利 用 登 録、予 約 受 付 な ど 基 本 的 な 窓 口 サ
ー ビ ス を 実 施 す る。ま た、豊 北 中 学 校 ラ ウ ン ジ に 新 聞 ・ 雑 誌 を 配 置 し、
閱 覧 可 能 な 状 態 と す る。

5 広 報 手 段

- (1) 市 及 び 図 書 館 ホ ー ム ペ ー ジ へ の 掲 載
- (2) 市 報 へ の 掲 載
- (3) 各 図 書 館 へ の ポ ス タ ー 掲 示
- (4) 図 書 館 公 式 S N S へ の 掲 載
- (5) 山 口 県 内 各 図 書 館 へ の 情 報 提 供

以 上

(参考条文)

○下関市立図書館の設置等に関する条例

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 1月から11月までの各月の最終金曜日(その日が休日の場合は、その日の前日)及び12月28日

2 前項の規定にかかわらず、下関市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。